

2004年1月27日

知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人日本音楽著作権協会  
( JASRAC )  
理事長 吉田 茂

**模倣品・海賊版対策に関する意見書**

**「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」で米国政府と合意した、アジア地域における海賊版の撲滅に向けた共同措置を積極的に推進すべきです。**

海賊版は、製造国内で販売されたり我が国に持ち込まれるものばかりでなく、アジア地域の国々の間でも広く流通しているものとみられます。アジア地域における海賊版を撲滅するためには、このようなアジア各国間の違法著作物の流通ルートを断つことも重要です。

海賊版の流入に対しては、各国の税関が監視、摘発に努めていますが、他国のコンテンツについては、十分な権利者情報がないことから、チェックできないという問題があります。

アジア地域の各国の税関による水際での監視・摘発の実効性を高めるために、税関に対するコンテンツ情報、権利者情報の提供等の協力を日米両国の関係団体と政府機関が共同して行うことにより、より大きな成果が得られるものと考えます。

**アジア地域の著作権管理団体が国内での海賊版対策を推進できる環境を整えるため、**

**アジア地域の管理団体からの研修生の受け入れや講師の派遣**

**海賊版摘発等に関するノウハウの提供**

**コンピュータシステムの構築のための支援**

**パソコンをはじめとする事務機器等の整備**

**等、ODA を活用した支援を拡大すべきである。**

### **( 1 ) アジア地域における海賊版対策**

国際間における音楽著作権の管理は、著作権管理団体間の相互管理契約に基づいて、利用行為が行われた国に所在する団体によって行われます。

しかしアジア地域の多くの著作権管理団体は、録音権の管理を行っていないか行っても小規模に限定されるため、ほとんどの場合、現地で権利を持つ音楽出版者は録音権の管理を管理団体に委託せずに直接権利行使しています。しかし、音楽出版者が個別に権利行使していたのでは、海賊版防止活動にも限界があります。

**アジア地域における海賊版撲滅のためには、当該国における著作権管理団体の海賊版撲滅活動を活発化させることがもっとも効果的であると考えます。**

BIEM\* (録音権協会国際事務局) もこのような認識にたち、2002年2月、アジア地域において著作権管理団体による録音権管理を促進するために、「BIEMアジア太平洋地域事務所」を開設しました。

\* 音楽著作権のうち録音権と機械的複製権の効果的な管理を目指して、また録音権を管理する団体を結集させることを目的として、1929年にパリで設立された。録音権、機械的複製権の国際レベルでの保護及び進展への貢献、また、レコード等録音権の利用者団体との利用条件についての折衝などを行っている。

JASRAC ホームページ BIEM 解説 <http://www.jasrac.or.jp/intl/world/biem.html>

BIEM ホームページ <http://www.biem.org/>

## ( 2 ) 現在の取り組み

JASRAC では、長年、アジア地域の著作権管理団体からの研修生の受け入れ等の支援活動を行ってきたほか、我が国のコンテンツの本格的な進出が期待される中国における録音権の管理態勢を整えるため、昨年 12 月中国音楽著作権協会 (MCSC) との録音権相互管理契約を締結しました。

また、2003 年 11 月にホーチミン市で行われた BIEM アジア太平洋委員会では、アジア太平洋地域の管理団体が録音権管理の強化を目指す上で、その達成状況を数量的に評価するための指標 (監視体制、海賊版占有率、分配の信頼性等) を作り、これに基づいて各団体の達成状況を定期的にチェックすることが確認されました。

## ( 3 ) アジア地域の著作権管理団体に向けた支援

アジア地域の著作権管理団体は、わずかな職員と、ぎりぎりの経費で運営されている団体が大半であり、パソコンの購入資金にも事欠く団体もあるのが実情です。比較的規模が大きい中国の団体ですら、分配のための自前のシステムを持つことができないため、香港の管理団体に分配作業を委託しています。

このようにアジア地域には、主に財政的な事情から積極的な海賊版監視・撲滅活動にまで到底手が回らない団体が多くあります。著作権管理団体による管理体制を確立し、海賊版撲滅の実効性を高めるためには、このような団体に対する支援が必要です。

これまで、ODA からの援助による知的財産保護に向けた事業として「WIPO 集中管理についての研修」、「JICA 集団研修 著作権制度整備」などの主に政府・司法関係者を対象とした研修が行われてきました。また本年 2 月には、JBIC (国際協力銀行) が円借款を実施する中国国内の放送事業者と政府財務部を対象として、放送市場のルールの確立と知的財産保護の環境整備に向けたセミナーが行われ、JASRAC からも講師を派遣することとなっています。

今後このような事業に加え、**官民共同でのアジア地域の管理団体からの研修生の受け入れや講師の派遣、海賊版摘発等に関するノウハウの提供、** コ

ンピュータシステムの構築に向けた支援、 パソコンをはじめとする事務機器等の購入資金の援助など、知的財産保護に向けた ODA からの資金援助の拡大強化を要望します。

添付資料 アジア地域の状況

以上

アジア地域の状況

国名	著作権法	条約加盟状況				著作権団体	設立年	管理分野		JASRACとの契約		会員数	職員数	徴収額	備考
		ベルヌ	万国	WTO	WIPO			演奏権	録音権	演奏権	録音権				
インド					×	IPRS	1969			(備考)	×	1,314者 (2003年9月)	未確認	約1億7,300万円 (2002年度)	JASRACとはPRS経由の間接契約
インドネシア			×			KCI	1990			(1993年~)(1996年~)	×	2,094者 (2003年11月)	48人 (2003年1月)	約9,000万円 (2002年度)	旧宗主国オランダのBUMA/STEMRAの協力の下に創設。
韓国					×	KOMCA	1964				×	4,460者 (2002年7月)	140人 (2002年7月)	約35億4,000万円 (2002年度)	
カンボジア		×		×	×	×									
シンガポール			×		×	COMPASS	1991			(1996年~)(2003年~)		678者 (2002年5月)	6人 (2003年4月)	約4億9,300万円 (2002年度)	音楽ソフト(CD、VCD、DVD)市場堅調 2000年~2002年にかけて200万シンガポールドル(約1億3,000万円)ずつ拡大。
スリランカ					×	SLPRS	1981		×	×	×	未確認	未確認	未確認	
タイ			×		×	MCT	1994		×		×	未確認	4人 (2003年4月)	約1,800万円 (2002年度)	
台湾		×	×		×	MUST	1999		(備考)	(2000年~)	(備考)	618者 (2003年10月)	7人 (2003年4月)	約2億4,200万円 (2002年度)	外国団体からの委託を受けエージェントとして録音権の管理をする準備を進めており JASRACは、MUSTと録音権についての管理契約の締結に向けて協議中 MUST以外に複数の団体(MCAT等)が存在
中国					×	MCSC	1992			(1996年~)(2003年~)		2,200者 (2002年4月)	16人 (2003年4月)	約2億6,200万円 (2002年度)	
ネパール		×	×	×	×	CPSN	未確認	未確認	未確認	×	×	未確認	未確認	未確認	
パキスタン					×	×									
フィリピン						FILSCAP	1965			(1974年~)	×	未確認	未確認	約5,900万円 (2002年度)	
ブータン		×	×	×	×	×									
ベトナム		×	×	×	×	VCPMC	2002				×	未確認	未確認	約56万円 (2002年度)	
香港					×	CASH	1977			(1984年~)(1982年~)		2,300者以上 (2002年4月)	14人 (2003年4月)	約19億0,800万円 (2002年度)	
マレーシア			×		×	MACP	1989			(1994年~)	×	1,714者 (2002年11月)	12人 (2003年4月)	約3億4,800万円 (2002年度)	2001年から外国曲についてのみ録音権も管理。
ミャンマー		×	×		×	×									
モンゴル			×			MOSRAC	1994		×		×	未確認	未確認	約59万円 (2002年度)	
ラオス	×	×		×	×	×									
日本						JASRAC	1939					12,546者 (2003年3月)	494人 (2003年3月)	1,060億6,000万円 (2002年度)	

(表中に別途記載のないものは2004年1月現在の情報)